

## 自転車運転に対する新しいルールと罰則規定

先日、危険防止目的として罰則はないが自転車のヘルメット着用が推奨され、4000円までのヘルメット購入への補助が自治体から発表された。加えて、イヤフォン装着での自転車運転に対して警告を行うとのマスコミ報道があった。傘を差しながらの片手での自転車運転は以前から交通法違反と考えられ、警官に注意されることもある。

一方、自転車スマホでは片手運転でかつ前方を見ないでの運転である。道路交通法違反だが西宮市では警官が見ても注意されることはない。日没後に駅周辺を歩いてみたら、いかに若い人たちの自転車スマホ運転が多いかを実感できる。暗い中では、自分に近づいてくるまで自転車スマホかどうかの判断はできないのでとても危険である。私も含めた歩行者が追突されて彼ら自身が加害者になる可能性は高い。

イヤフォン装着による外界の音を遮断しての運転であっても、雨のなか片手での運転であっても、前を向いて運転している。スマホをみながら前を向かないで片手で運転しているのとは、どちらの危険度が高いだろうか？一目瞭然である。

自治体のこの方針を医療に置き換えるなら、毎日40本以上の喫煙をしながらそれを強く注意せずに軽度の高脂血症の治療をして、生活習慣病の予防をしていると自負する医師と同じである。

自転車事故を減らすという目的では、より高いリスクを集中的に抑えるほうが有益である。まず一番危険な自転車スマホをさせないということを優先にすべきではないだろうか。

2023.12.21